CORPORATE GOVERNANCE

CARMATE MFG CO.,LTD

最終更新日:2021年7月6日 株式会社カーメイト

代表取締役兼社長執行役員 徳田 勝問合せ先:03-5926-1211

証券コード:7297

https://www.carmate.co.jp/investors/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方 更新

当社は、我々が掲げる【企業理念】【経営理念】を実現するため、適正なコーポレートガバナンスポリシーを定め、これを遵守することにより継続的な企業活動の充実を推進する。

【企業理念】

CREATE - 創造 やってみる精神でオンリーカーメイト

【経営理念】

未来に向けた信頼品質でeモノづくり

- ・安全安心で人とテクノロジーの調和を実現
- ·ESG企業として地球環境に貢献
- ・世界中のお客様から120%の価値でご満足を

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題として位置付けており、激変する経営環境に迅速に対応し、且つ的確な意思決定を行うため、6名の取締役が執行役員を兼務(2021年7月1日現在)し、「現場・現物主義」による業務を執行するとともに、毎月1回取締役会を開催し、経営上の重要課題に関する決定を行っております。併せて、経営の透明性・公正性を高めるため、取締役相互並びに監査役の出席による経営監視機能を備えております。

さらに確実なタイムリーディスクロージャーを実現するために、「企業行動規範」に則した経営と業務執行、監査体制の強化を図り、情報の適時開 示を推進することで、更なるコーポレートガバナンスの充実と企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率^{更新}

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エム・テイ興産	2,740,460	34.56
株式会社カーメイト	874,783	11.03
村田 志実江	614,500	7.75
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	502,000	6.33
株式会社みずほ銀行	325,600	4.11
村田 隆昭	234,600	2.96
カーメイト従業員持株会	215,834	2.72
徳田 博子	140,800	1.78
赤羽 斉子	127,600	1.61
松本 桂子	116,400	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	有限会社エム・テイ興産 (その他関係会社)
親会社の有無	なし

補足説明 ^{更新}

1.上記の【大株主の状況】は2021年3月31日時点の株主名簿による状況であります。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員 数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は少数株主保護のために以下の施策を実施しております。重要事項の決定につきましては、「取締役会規程」に基づき、取締役会において慎重な検討、審議を行うとともに、取締役会を業務執行状況の監督をする機関と位置付けることにより、経営判断の独立性を確保し、牽制機能を働かせる体制をとっております。

また、支配株主との取引を行う場合、他の取引先と同様の基本価格、市場価格によって行い、適正取引を確保する方針です。監査役は監査法人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、内部統制システムの状況説明について、説明・報告を受ける等監視・検証を行い、その有効性を評価しております。

当社はこのような体制の下で、支配株主のみならず広く株主全般の利益の確保に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

正 夕	属性				É	会社と	:の関	[係()			
戊 石	周 1土	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
谷口 彬雄	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷口 彬雄		谷口彬雄氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づ〈独立役員として届け出ております。 <重要な兼職の状況> なし	同氏は、産学連携活動を通じて豊富な見識を 有しており、当社の経営やものづくりに関して 有益な提言をいただくことを期待して引き続き 社外取締役として選任致しました。さらに、現在 及び過去においても上場会社との関係におけ る独立役員の確保義務違反に対する公表措置 等の要否の判断基準のいずれにも該当せず、 一般株主との利益相反の生じる恐れがないた め、真の独立性を確保できると判断し、独立役 員に指定いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況^{更新}

当社では、グループの業務活動全般にわたって監査する内部監査室を設置しております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき監査計画を 策定し、監査役との情報共有を図った上で、必要に応じ連携して監査を行っております。また、監査報告書を社長に提出するとともに、監査役会に 監査の結果を報告しております。監査役と会計監査人は相互に監査計画を共有するとともに、四半期ごとのレビュー結果概要報告ならびに会社 法及び金融商品取引法に基づいた報告会等、2021年3月期においては5回の会合を実施致しました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
K-A	月1年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
加藤 武仁	公認会計士													
稲葉 豊	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 武仁		加藤武仁氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づ〈独立役員として届け出ております。	会社監査の経験を活かし、監査役としての監査に関する実効性が期待できるとともに、現在及び過去においても上場会社との関係における独立役員の確保義務違反に対する公表措置等の要否の判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反の生じる恐れがないため、真の独立性を確保できると判断し、独立役員に指定いたしました。

稲葉 豊

稲葉 豊氏につきましては、東京証券取引 所の定めに基づく独立役員として届け出 ております 会社監査の経験を活かし、監査役としての監査に関する実効性が期待できるとともに、現在及び過去においても上場会社との関係における独立役員の確保義務違反に対する公表措置等の要否の判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反の生じる恐れがないため、真の独立性を確保できると判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数^{更新}

3名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の谷口彬雄氏は2015年6月26日開催の第50回定時株主総会において、新任として選任された後、6期再任されております。当事業年度開催の取締役会には11回中9回に出席し、議案審議において産学連携事業で蓄積した豊富な見識から必要な発言を行っております。さらに、2021年6月29日開催の第56回定時株主総会において、再任され現職であります。

社外監査役の加藤武仁、稲葉豊の2名については、当事業年度開催の取締役会には11回中10回(加藤武仁)、11回中10回(稲葉豊)に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、主に公認会計士としての専門的立場から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には11回中10回(加藤武仁)、11回中11回(稲葉豊)に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、2020年6月25日開催の第55回定時株主総会において、再任され、現職であります。

なお、それぞれの独立性については、前述の通り東京証券取引所の独立性要件を充たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は、以前実施しておりましたが、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明^{更新}

2021年3月期 取締役報酬等の総額 取締役8名 192,680千円 2021年3月期 監査役報酬等の総額 監査役4名 26,239千円

(注)

- 1.上記のほか社外監査役が当社子会社から当該事業年度の監査役として受けた報酬額は4,200千円であります。
- 2. 上記報酬額のうち社外取締役1名の総額は、6,909千円となっております。
- 3.上記報酬額のうち社外監査役2名の総額は、11,844千円となっております。
- 4.取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第48回定時株主総会において月額25,000千円以内と決議いただいております。
- 5.監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34回定時株主総会において月額 3,000千円以内と決議いただいております。
- 6.上記報酬等の総額には、役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
- 7.上記のほか、2020年6月25日開催の第55回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を同総会の終結の時をもって退任した監査役1名に対し3,900千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無^{更新}

あり

取締役および監査役の報酬

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

方針の決定方法及びその内容の概要

当社の取締役の報酬は株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、当社の経営内容及び従業員給与とのバランスを勘案した水準とし、各取締役の報酬額は、各取締役の役位、職務、職責、会社業績への貢献度などを総合的に勘案して算定し、月例金銭報酬として支払うものといたします。その内容、及び決定方針については取締役会において決議し、決定するものといたします。

取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第48回定時株主総会において月額25,000千円以内と決議されております。なお当該決議が適用される当該株主総会において選任された取締役の員数は9名です。

監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議されております。なお当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名です。

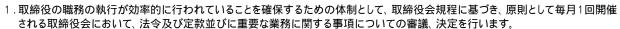
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長村田隆昭に取締役の個人別の具体的報酬額の決定を委任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価等を行うには代表取締役が最も適しているとの判断に基づくもので、その決定内容について取締役会は当該方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

常勤監査役が社外取締役への情報提供を行う他、監査役会において社外取締役との定期的会合を、2021年3月期においては1回実施致しました。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) 更新



【全11回開催の個別の出席状況】

記載は2021年3月期の実績

代表取締役会長 村田隆昭 11回 代表取締役社長執行役員 徳田勝 11回 (取)専務執行役員 赤羽道明 11回 (取)常務執行役員 長崎良夫 11回 同 井上満 10回 同 打江佳典 11回 同 真子義邦 10回

社外取締役 谷口彬雄 9回

常勤監査役 塩沼忠志 10回 社外監査役 加藤武仁 10回 同 稲葉豊 10回

2020年6月新任のため出席対象回数は10回

当社は併せて執行役員制度を導入しており、取締役8名中6名が執行役員を兼務(2021年7月1日現在)し、当該年度の全社重点目標並びに損益計画に基づき、各部門目標を達成するために迅速かつ効率的に職務を執行しております。また、月次で行う執行役員会において、計画に対する執行状況、及び進捗状況等の確認を行っています。そのほか、業務執行上の意見交換を行うことで、部門間の意思疎通のスピードアップを図っております。

2.当連結会計年度において、当社の会計監査業務をした公認会計士は、若尾慎一、吉田貴富の2名であり、また会計監査 業務に係る補助者の構成は公認会計士5名その他6名であり、全員有限責任あずさ監査法人に所属しております。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づ〈監査業務の報酬 41,800千円 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 41,800千円

- (注)当社の会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合算額を記載しております。
- 3. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に対する体制

当社では、「情報管理規程」に基づき、重要な情報の分類と責任者で設定され、全社員に保存、管理、廃棄の方法及び守秘義務が示されています。また、J‐SOX対応内部統制委員会の「T統制担当が「情報システム管理規程」及び「セキュリティーポリシー」を重点的に整備、運用を行っており、システムへのアクセス制限、「Dパスワード管理、外部記憶媒体管理等を強化しております。

4. 責任限定契約の締結について

責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、社外取締役谷口彬雄氏並びに監査役加藤武仁及び稲葉豊の両氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しております。 その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 社外取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第 1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について 善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であります。より一層の強化と経営の透明性をより高めるため、2015年6月より、社外取締役1名を迎え体制強化をっております。従来より当社経営に参画いただいております社外監査役2名と合わせ、3名の独立社外役員による、客観性のある判断と牽制が有効に機能したコーポレートガバナンス体制を設置致しております。

コーポレートガバナンスコードでは社外取締役に関して2名以上の選任を求められておりますが、現在、社外監査役とともに、前述 「その他独立役員に関する事項」に記載の通り、積極的な経営参画をいただいており、現在の体制は有効と認識しております。しかしながら、今後もより一層の体制充実の検討を継続して参ります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	自社WEBサイトにおいて、株主総会招集通知、法令定款に基づ〈インターネット開示事項、並びに株主総会決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身記 明の無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	6月、11月に開催。代表取締役より決算、事業戦略の説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知、法令定款に基づ〈インターネット開示事項、株主総会決議 通知、アナリスト向け決算説明会資料、有価証券報告書、決算短信ほか適時 開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部に担当者を設置しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	コンプライアンス推進委員会が発行する、「カーメイトコンプライアンスガイド」において、各 ステークホルダーとの良好な関係性の構築と尊重について啓蒙、教育を行っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の一環として、当社事業所にてISO14001を認証取得しております。 また、2019年3月期に経営理念を刷新、「ESG企業として地球環境に貢献」を謳い 活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	コンプライアンス推進委員会が発行する、、「カーメイトコンプライアンスガイド」において、各 ステークホルダーへの情報提供について、健全かつ透明性をもって行うべく、従業員への 啓蒙、教育を行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について決議いたしました。 その後、2018年3月16日開催の取締役会決議にて一部改定いたしました。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款・各規程に基づいて役職員が職務を執行すべく、取締役が各担当部門において適宜教育、指導に努めコンプライアンス体制を推進するものとする。併せて、コンプライアンス体制の強化を図るために、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令遵守に関する情報の共有化並びに従業員教育を推進するものとする。

また、代表取締役直轄機関である内部監査室が内部監査規程に基づき、会計・業務・組織及び制度に関する監査を行うこととする。

2. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る社内外の情報の取扱いに関しては、「情報管理規程」「文書取扱規程」「決定権限規程」等の社内規定に基づき、適切な管理・運用を実施するとともに、必要に応じて内容を検証し、規程等の見直しを行なうこととする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質・財務・情報セキュリティ・コンプライアンス等の個別のリスクについては、リスク管理規程等及び運用マニュアル等に従い、各部門において発生を未然に防止するものとする。

ただし、災害等を含め重大なリスクが発生した際には、代表取締役を最高責任者として担当取締役および部門責任者等による緊急対策委員会を組織し、速やかに対応するものとする。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制として、取締役会規程に基づき、原則として毎月一回開催される取締役会において、法令及び定款並びに重要な業務に関する事項についての審議・決定を行なうこととする。当社は併せて執行役員制度を導入しており、当該年度の全社重点目標並びに損益計画に基づき、各部門目標を達成するために迅速かつ効率的に職務を遂行するものとする。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の内部統制システムを構築するために、各部門・各子会社のコンプライアンス担当責任者をメンバーとするコンプライアンス推進 委員会を設置し、必要に応じてコンプライアンス委員会にも出席するなど、情報の共有化を図るものとする。

また、内部監査室は、内部監査計画に基づき子会社を監査し、必要に応じて改善措置について指示することとする。

6.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務遂行においてそれを補助する使用人を要請した場合は、代表取締役は速やかに設置するとともに、当該使用人の担当取締役からの独立性を確保するものとする。

なお、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されるものとし、その人事について監査役の事前の同意を得ることとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令・定款違反など会社に重大な損失を与える事項が発生、若しくは発生する恐れがある事実を知り得た場合、速やかに監査役に報告するような体制の整備に努めることとする。当該報告をした者に対し、これを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を関連規程等に定めるものとする。

また、監査役が取締役会をはじめ、社内の重要な会議については自由に出席できるよう社内体制を整えることとする。さらに、監査役は、四半期毎に取締役会において取締役から業務執行報告を受け、レビューを行なうこととする。

その他、監査役が会計監査人並びに顧問弁護士等といつでも情報の交換が行なえるような体制を整えることとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

定期的に代表取締役との会合を実施し、経営上の課題等について共有化できる体制を整えることとする。また、内部監査室および会計監査人からは、四半期ごとに報告を受ける他、必要に応じて連携を図る等の協力体制を構築することとする。

監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、所定の手続きに従いこれに応じるものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための内部統制の体制を、財務報告に係る内部統制の整備・運用規程に基づき内部統制改善委員会が計画・実施し、内部監査室が内部統制の有効性に関する評価結果を取締役会へ報告することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、必要に応じて、外部専門機関 (警察等)と連携することで、これら反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の内部統制システムは以下のとおりであります。

